

貴重なご意見ありがとうございました!!

役場1階のフレッシュBOX（意見箱）や町ホームページ（行政相談）に寄せられた平成20年度のご意見の内訳をお知らせします。

フレッシュBOX 24件、ホームページ 126件、合計150件の貴重なご意見をいただきました。

この制度は、皆さんから町政などに対する提案、要望、情報をお寄せいただくことにより、施策などを見直し、松前町を暮らしやすいまちにしていこうというものです。

ご意見・ご質問については、内容別に担当課から文書、電話などで可能な限り回答しますので、住所、氏名、電話番号などの記入にご協力ください。

なお、お寄せいただいたご意見は、個人情報などの取扱いに十分注意し、広報紙などで紹介させていただきます。松前町では、町政に対するご意見やご提言を次のような方法で受け付けています。

- ▼フレッシュBOX 役場庁舎1階ロビー
- ▼ホームページ
- ▼郵送 〒791-3192 松前町大字筒井631番地 総務課広報情報係
- ▼FAX 985-4148

問 フレッシュBOXについて

総務課広報情報係

☎985-4132

ホームページについて

財政課統計電算係

☎985-4101

お寄せいただいたご意見の内訳

- ①保健・医療・福祉…25件
- ②道路・水路整備…3件
- ③環境・ごみ問題…16件
- ④教育・文化…13件
- ⑤窓口…1件
- ⑥施設管理…13件
- ⑦上下水道…10件
- ⑧行政運営…1件
- ⑨税務…20件
- ⑩その他…48件



平成21年度の水道検針・集金事務委託者をお知らせします

検針員	委託者名	検針地区
		大野 光
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
	増田 弥生	
	戒田 千歳	塩屋・本村
	増田 恵美	新立
	篠崎富美子	永田・東古泉・大溝
	峠越 明美	西古泉
	池内 桂子	北川原・南黒田
	一宮 章子	北黒田・宗意原・新立
	山本巳千代	西高柳・北黒田西・南黒田
	大野 美保	筒井
	戎屋多恵子	
	平野さつき	上高柳・恵久美・横田
	楠野千恵子	北黒田東・新立・宗意原
	加藤 初恵	大間・昌農内
	高橋季美枝	神崎
集金員	委託者名	集金地区
	森本由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
	堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
	松本 正子	新立・宗意原
	戒田 京子	塩屋
	阪東 利美	塩屋南
	西森 文子	北黒田東
大野 光	新立（駅東）	

※ 担当が細かく分かれている地区もあります。

問 上下水道課 ☎985-4133

農地転用には許可が必要です

許可を受けないで、無断で農地を転用したり、事業計画どおりに転用したりしてないときは、農地法に違反することになります。違反すれば、工事の中止や原状回復が命令されることがあり、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地転用許可制度

優良農地の確保をするためと、計画的に土地利用を推進するために、農地を農地以外のものにする場合や農地を農地以外のものにするため所有権などの権利設定・移転を行う場合には、原則として県知事の許可が必要になります。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
第4条	自分の農地を転用する場合	農地所有者	・都道府県知事 ・農林水産大臣（農地が4haを超える場合）
第5条	事業者が農地を買って転用する場合	農地所有者と転用事業者	

問 農業委員会事務局 ☎985-4131
中予地方局産業振興課農業振興係 ☎909-8761